

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	小学校又は中学校の変更		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第8条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【基準】 政令第8条の規定による。 第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日